

令和 7 年 6 月 2 5 日

石川県知事 殿

白山市徳丸町 597 番地
医療法人社団矢ヶ崎外科医院
矢ヶ崎 亮

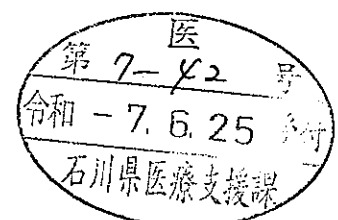
決 算 届

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項及び同法施行規則第 33 条の 2 の 1 第 1 項の規定により届出します。

(添付書類)

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 6 監事監査報告書
- 7 医療法第 51 条第 2 項の医療法人にあっては、公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 8 社会医療法人にあっては、医療法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの要件に該当する旨を説明する書類
- 9 社会医療法人債を発行した医療法人にあっては、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表
- 10 医療法第 51 条第 2 項の医療法人（社会医療法人債を発行した医療法人を除く。）にあっては、純資産変動計算書及び附属明細表

- (注) 1 毎会計年度終了後 3 月以内に届出すること。
2 副本と合わせ 2 部届出すること。



〔別 紙〕

様式 2

事業報告書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 矢ヶ崎外科医院

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 石川県白山市徳丸町 597 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成3年8月12日

(4) 設立登記年月日 平成3年8月22日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	矢ヶ崎 亮	
理 事	矢ヶ崎 加奈子	
監 事	里村 麻子	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	該当事項なし			
診療所	矢ヶ崎外科医院	1712210184	石川県白山市徳丸町 597 番地	一般病床なし
介護老人 保健施設	該当事項なし			
介護医療院	該当事項なし			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当事項なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当事項なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年5月22日 令和6年度決算の決定

令和7年3月11日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当事項なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当事項なし

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当事項なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当事項なし

- (9) その他

該当事項なし

様式 3

法人名 医療法人社団 矢ヶ崎外科医院
所在地 石川県白山市徳丸町 597 番地

※医療法人整理番号 00069

財 産 目 録
(令和 7 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	96,917 千円
2. 負 債 額	11,015 千円
3. 純 資 産 額	85,901 千円

(内 訳)

(単位: 千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	49,620
B 固 定 資 産	47,296
C 資 産 合 計 (A + B)	96,917
D 負 債 合 計	11,015
E 純 資 産 (C - D)	85,901

(注)・財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。
・※は記入しないこと。(以下同じ)

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 4 - 2

法人名	医療法人社団 矢ヶ崎外科医院	※医療法人整理番号	00069
所在地	石川県白山市徳丸町597番地		

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 3 月 31 日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	49,620	I 流 動 負 債	8,271
II 固 定 資 産	47,296	II 固 定 負 債	2,744
1 有 形 固 定 資 産	5,760	(うち医療機関債)	(-)
2 無 形 固 定 資 産	2,388	負 債 合 計	11,015
3 そ の 他 の 資 産	39,146	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	(-)	科 目	金 額
		I 資 本 金	19,815
		II 利 益 剰 余 金	66,086
		純 資 産 合 計	85,901
資 産 合 計	96,917	負 債 ・ 純 資 産 合 計	96,917

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団 矢ヶ崎外科医院

※医療法人整理番号 00069

所在地 石川県白山市徳丸町597番地

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	96,948
2 事業費用	99,711
本来業務事業損失	2,763
事業損失	2,763
II 事業外収益	43
III 事業外費用	24,063
経常損失	26,783
税引前当期純損失	26,783
法人税等	182
当期純損失	26,965

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人社団 矢ヶ崎外科医院
所在地 石川県白山市徳丸町597番地

※医療法人整理番号 00069

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当事項なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 (理事長)	矢ヶ崎 亮	医師	当法人理事長、 不動産の賃借	賃借料の支払い (注) 1	7,200	該当事項なし	該当事項なし

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 矢ヶ崎外科医院

理事長 矢ヶ崎 亮 殿

私は、医療法人社団 矢ヶ崎外科医院の令和 6 会計年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 5 月 20 日
医療法人社団矢ヶ崎外科医院
監事 里村 麻子